

平成 29 年度 くわな経営力向上支援事業

【奨励金助成制度】のご紹介

公募の概要

小規模事業者の持続的発展や成長発展を推進し、市内産業の活性化及び振興を図るため、経営力向上のために新たに取り組む「経営計画策定」に対する奨励金の交付及び、新商品・新サービス等の海外等への「販路開拓」への取組みに対する奨励金の交付制度が、新たに創設されました。

本事業は、桑名市中小企業者支援業務として桑名商工会議所が桑名市の委託を受け、桑名地区にて小規模基本法（商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律）に基づいて、経営改善普及事業を実施する桑名商工会議所と桑名三川商工会が連携して実施するものです。

助成対象費目、助成額等

対象事業	内容	助成対象費目	助成額	予算枠
(1)経営計画策定に関する事業 ※ 1 ※ 2	下記の①～③について新たに認定、承認された計画に対する奨励金の交付 ①三重県中小企業・小規模企業振興条例に基づく、「三重県版経営向上計画」の認定 ②中小企業等経営強化法に基づく、「経営力向上計画」の認定 ③中小企業等経営強化法に基づく、「経営革新計画」の承認	経営計画チャレンジ奨励金	3万円	20件程度
(2)海外等販路開拓活動に関する事業 ※ 1 ※ 3 ※ 4 ※ 5	下記の①～③について新商品・新サービス等の海外での販路開拓のためのテストマーケティング活動や海外等の販路開拓に必要な展示会や見本市、商談会等（以下「展示会等」という）への出展に対する奨励金の交付 ①海外での販路開拓のために必要なテストマーケティングの活動の実施 ②海外の販路開拓に必要な海外の展示会等への出展 ③国内の販路開拓に必要な国内の展示会等（開催日2日以上）への出展	海外等販路開拓奨励金	①～② 10万円 ③ 5万円	10～20件程度

※ 1 助成額の交付は、1事業者につき同年度内に(1)経営計画策定に関する事業、(2)海外等販路開拓活動に関する事業は、各1回までです。

※ 2 (1)経営計画策定に関する事業は、平成29年4月1日から平成30年2月28日までに計画の認定、承認を受けていること。

※ 3 (2)海外等販路開拓活動に関する事業は、平成29年4月1日から平成30年2月28日までに実施すること（していること）。

※ 4 (2)海外等販路開拓活動に関する事業については、出展が確認できる書類を用意できないものやテストマーケティングではない即売会・物産展等の販売のみを目的としたもの、選考会や審査会（〇〇賞）などへの参加を目的としたもの、現地へ視察やセミナー等の参加目的としたもの、現地企業との商談のみを目的とするものは、助成対象外です。記載は、一例であり、ほかにも本事業の主旨にそぐわない場合などは、補助対象外となる場合があります。

※ 5 (2)海外等販路開拓活動に関する事業については、「桑名市ものづくりサポート補助金」との重複はできません。

申請受付期間

平成 29 年 10 月 18 日（水）9 時～平成 30 年 2 月 28 日（水）16 時まで（土日、祝日を除く）

※申請書については、提出書類の完備を以て受付完了となります。

※随時受付、随時審査としますが、予算に限りがあることから、原則採択順にて対象者を決定します。

（予算が上限に達する場合は、助成額を減額する場合があります。）

※申請前に桑名商工会議所、桑名三川商工会、または三重県よろず支援拠点くわなサテライトへの相談が必要です。

申請受付期間前から相談可能です。十分な余裕をもってご相談ください。

助成対象者

桑名市内に事業所を有し、市内で1年以上事業を継続して営んでいる商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（小規模事業者支援法）で定義する小規模事業者で、

桑名商工会議所の会員事業所あるいは桑名三川商工会の会員事業所であること。

ただし、下記の①～③の事項に該当する方は対象外となります。

①開業届を税務署に提出していない者、②市税を滞納している者、③桑名市暴力団排除条例に規定される暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者

【小規模事業者の定義】

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

①法人の場合、役員は従業員数に含まない。

②家族従業員については、個人事業の場合であってその者が事業主と生計を一にしている三親等以内の親族であれば有給・無給にかかわらず従業員数には含まない。生計を別にする場合または、法人の場合は従業員数に含む。

③臨時的な従業員は従業員数に含まないが、名目はパートであっても常時使用関係が有ると認められる場合は従業員に含む。

④従業員数の確認が必要になる場合の確認資料は、「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書」または「公的機関による証明書」とする。

※上記①～④は、平成29年度三重県中小企業融資制度実施細則の定義を準用する。

助成対象事業

以下の全てに該当する事業

- 桑名商工会議所、桑名三川商工会、または三重県よろず支援拠点くわなサテライトにおいて実施する窓口相談を受け、計画的に取り組む事業
- 市内の事業所が主体的に取り組む事業
- 経営力向上のために新たに取り組む「経営計画策定」の事業、新商品・新サービス等の国内外への「販路開拓」の事業
- 平成29年4月1日から平成30年2月28日までに完了する事業

ただし、下記の事項に該当する事業は対象外となります

①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定により許可又は届出を要する事業、②その他、社会通念上適当でないと思われる事業

募集要項及び申請書類の入手方法

桑名商工会議所のホームページからダウンロードして入手ください。

<http://www.kuwanacci.com/>

ダウンロード書式 ①募集要項、②奨励金交付申請書(様式1)、③申請チェックリスト及び交付指定口座届(様式2)、④テストマーケティングの活動報告書兼、展示会等出展完了報告書(様式3)

事前相談から助成対象者決定までの流れ

- 事前相談**・・・**申請前**に桑名商工会議所、桑名三川商工会、または三重県よろず支援拠点くわなサテライトへ相談ください。
- 申請書提出**・・・申請書は、**随時受付**ですが、申請書については、提出書類の完備を以て受付完了とします。
提出前に事前にお電話の上、**桑名商工会議所か、桑名三川商工会の窓口へ提出**してください（**郵送不可**）
受付時間 9:00～16:00（土・日・祝日除く）
- 書類審査**・・・申請書受付後、申請書類の内容及び添付書類の有無の確認を行います。
- 採択（不採択）**・・・桑名市役所担当課による確認審査を経て、審査通過順にて採択を決定します。
月末までに申請のあったもの（月末が土日祝日の場合は、その翌日）については、翌月20日頃に交付決定（不交付決定）通知を送ります。予算が上限に達する場合は、助成額を減額する場合があります。
- 奨励金振込**・・・申請月の翌月25日頃に指定口座に振り込みします。
（平成30年3月1日～3月9日分については、当月処理となります）

お問い合わせ先

桑名商工会議所（中小企業相談所）	TEL：22-5155	桑名市桑栄町1番地1 サンファーレ南館2階
桑名三川商工会 多度本所	TEL：48-2627	桑名市多度町多度871番地11
桑名三川商工会 長島支所	TEL：42-3111	桑名市長島町長島萱町121番地3
三重県よろず支援拠点くわなサテライト	TEL：24-1515	桑名市桑栄町1番地1（桑名商工会議所内）